

平成 28 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 ア ト ラ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 世 博 之  
(コード番号：6029 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 田 中 雅 樹  
(TEL. 06-6533-7622)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成28年6月3日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部または市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表いたしました「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は「世界中の人を健康にしたい」という企業理念のもと、鍼灸接骨院の支援事業を展開しております。

鍼灸接骨院における柔道整復術は日本の伝統であり、日本独特の術であります。当社は、鍼灸接骨院業界においてコンプライアンス経営を徹底し、手あてをとおして、人々が健康を享受し得るインフラとなるべく、事業を推進しております。

当社は平成17年1月の設立以降、継続的に業容を拡大し、平成26年12月に東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。リアル院の展開として、ほねつぎブランド鍼灸接骨院チェーンを全国に展開し、異業種の企業に新規事業としてほねつぎブランド鍼灸接骨院チェーンに加盟いただき、オーナーとしてほねつぎブランド鍼灸接骨院を運営していただいております。平成28年3月末時点で、ほねつぎブランド鍼灸接骨院は全国で76院運営されております。また、IT支援として、アトラ請求サービスを展開し、鍼灸接骨院に代わり保険者に対し療養費の請求業務を行っております。アトラ請求サービスの会員は平成28年3月末時点で1,817会員となっております。さらに、鍼灸接骨院のロコミ／予約システムであるHONEY-STYLEを展開しており、その利用院数は平成28年3月末時点で481院となっております。

鍼灸接骨院業界の動向としては、院数は年々増加しているのに対し、療養費の総額は減少傾向にあ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ります。当社は、療養費に過度に依存することなく、自費施術を増やすべく、鍼灸接骨院を支援しております。具体的には、自費施術を行うための機材を販売し、セミナーを実施することで、鍼灸接骨院の経営を支援しています。

鍼灸接骨院業界の特徴として、保険者に療養費を請求してから入金になるまで3～4ヶ月程度かかります。その間の鍼灸接骨院の資金繰りを支援するため、療養費早期現金化サービスを展開しています。今回調達いたします資金をこの療養費早期現金化サービスの貸付資金に充当し、療養費早期現金化サービスの会員の拡大に繋げ、アトラ請求サービスのさらなる会員の増加に繋げてまいります。これにより、鍼灸接骨院業界の発展に寄与するとともに、当社業績の拡大及び財政基盤の強化に繋げてまいります。

なお、売出人による株式売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 390,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年6月13日（月）から平成28年6月15日（水）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法             | 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 28 年 6 月 22 日（水）
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 久世 博之に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 310,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 久世 博之 100,000 株  
片田 徹 150,000 株  
田中 克典 30,000 株  
柚木 孝夫 30,000 株
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、株式会社 S B I 証券（以下、「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
- なお、売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。な

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

お、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成28年6月23日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 久世 博之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (後記【ご参考】1.をご参照)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 105,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したもので、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株式会社SBI証券
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 久世 博之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】1.をご参照）

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 105,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | 株式会社SBI証券   |
| (5) 申込期日             | 平成28年7月15日（金）   |
| (6) 払込期日             | 平成28年7月25日（月）   |
| (7) 申込株数単位           | 100株  |
| (8)                  | 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。   |
| (9)                  | 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 久世 博之に一任する。   |
| (10)                 | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社である株式会社SBI証券が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、105,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年6月3日（金）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成28年7月25日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年7月15日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込み

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	7,801,500株	(平成28年6月3日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	390,000株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	8,191,500株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	105,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	8,296,500株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記【ご参考】1.に記載のとおり変更する可能性があります。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限574,199,400円について、全額を、アトラ請求サービスの会員を支援するための貸付資金（療養費早期現金化サービス）に充当する予定であり、充当予定時期としましては、平成28年12月期（200,000,000円）及び平成29年12月（374,199,400円）であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

当社は、平成27年6月1日付で貸金業者の登録（登録番号：大阪府知事（01）第12986号）を完了のうえ、同年7月よりアトラ請求サービスの会員に対し療養費早期現金化サービスの提供を開始しており、平成28年3月31日現在の営業貸付金残高は195百万円となっております。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、今後の更なる収益拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。また、増資資金により自己資本の充実が図られる見込みです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対しての安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとしていくこととしております。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
1株当たり当期純利益金額	25.53円	4.76円	34.45円
1株当たり年間配当額	—	—	3.00
（うち1株当たり中間配当額）	—	—	—
（うち普通株式）	—	—	3.00
（うち種類株式）	(—)	(—)	(—)
	—	—	—
	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	—%	—%	8.7%
自己資本当期純利益率	—%	9.4%	39.5%
純資産配当率	—%	—%	2.9%

- (注) 1. 当社は、平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そこで、平成25年12月期の期首に、これらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 平成25年12月期及び平成26年12月期の実績配当性向及び純資産配当率は、普通株式について配当を行っていないため、表示しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（新株予約権控除後の純資産合計で期首

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

と期末の平均)で除した数値であります。平成25年12月期につきましては、期首の純資産がマイナスだったことから表示しておりません。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用しており、会社法に基づく新株予約権を発行しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(8,296,500株)に対する下記の新株発行予定残数の比率は10.2%となります。

ストックオプション付与の状況(平成28年5月31日現在)

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成26年8月12日	599,400株	28円	14円	平成28年8月19日から 平成36年8月12日まで
平成27年6月11日	250,500株	705円	353円	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成26年12月15日	有償一般募集 476,560千円	288,280千円	314,595千円	(注)

(注) 新規上場に際して実施した普通株式の有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)であります。

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始 値	—	1,313円	740円	1,231円
高 値	—	1,598円	4,890円 □1,563円	1,365円
安 値	—	648円	605円 □851円	824円
終 値	—	740円	1,231円	1,296円
株価収益率	—	155.42倍	35.73倍	—

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、当社株式は平成26年12月16日付をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率については、該当事項はありません。
2. 平成28年12月期の株価については平成28年6月2日現在で表示しています。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。また、平成28年12月期については未確定のため表示していません。
4. □印は、株式分割（平成27年9月1日付で1株につき3株の割合）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

#### (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である久世博之、片田徹、田中克典及び柚木孝夫は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。